

令和5年度補助事業の概要 (公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会)

1. 海難審判等相談事業

全国9か所の相談所において、海難審判や運輸安全委員会の事故調査を受ける船員等からの一切の相談に、経験豊富な相談員が無料で応じるもの。

また、事業の周知・啓発のため、ノベルティグッズ（マウスパッド）を配布するとともに、国土交通省運輸安全委員会と連携し、ポートフェアやヨットショー来場者に船舶の安全運航のための情報を提供した。



マウスパッド



ポートフェアでの啓発活動

2. 船舶事故事例調査研究事業

一つの船舶事故（海難）について、原因究明や再発防止策等を取りまとめる行政機関及び司法機関による最終判断を比較整理、研究するもの。

本編として5件、二元比較編として20件を研究し、解説、事例などを加え、「船舶事故事例集（令和5年度版）」として刊行し、船社、海事関係団体、弁護士等に提供した。

＜一つの船舶事故＞

運輸安全委員会

- 調査報告書
- 原因と再発防止策

+ 海難統計
+ 類似事例
+ 解説

↓

海難審判所

- 裁決書
- 懲戒原因

JMCA 日本海難センター
補助事業

船舶事故事例集
(令和5年度版)

令和6年3月

公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会

裁判所

- 裁決取消訴訟判決書
- 刑事判決書
- 民事和解 等

第3章 船舶事故事例

事例1 油タンカーA (2,009トン) 貨物船B (499トン) 衝突

概要

油タンカーA（船長ほか12人乗組み、空船）は、一等航海士が守備当直に就いて錨泊中、また、貨物船B（船長ほか4人乗組み、大豆かさ等1,200トン積載）は、東北東運中、令和元年7月13日03時50分ごろ、千葉港千葉第4区において、両船が衝突した。

A船は、左舷船首部外板に破口等を生じ、また、B船は、船首部ブルワークの圧壊等を生じた。

ポイント：油タンカーの守備当直者不在と貨物船の居眠り運転

船名	運輸安全委員会 (運輸安全委員会)		海難審判所 (海難審判所)		裁判所 (裁判所)	
	油タンカーA (空船)	貨物船B (大豆)	油タンカーA (空船)	貨物船B (大豆)	油タンカーA (空船)	油タンカーB (空船)
船長	【1名】	【1名】	【1名】	【1名】	【1名】	【1名】
乗組員	【12名】	【4名】	【12名】	【4名】	【12名】	【4名】
衝突時刻	令和元年7月13日03時50分ごろ		令和元年7月13日03時50分ごろ		令和元年7月13日03時50分ごろ	
衝突場所	千葉港千葉第4区		千葉港千葉第4区		千葉港千葉第4区	
衝突原因	油タンカーAの守備当直者不在と貨物船Bの居眠り運転		油タンカーAの守備当直者不在と貨物船Bの居眠り運転		油タンカーAの守備当直者不在と貨物船Bの居眠り運転	
衝突結果	油タンカーA：左舷船首部外板に破口等を生じ、貨物船B：船首部ブルワークの圧壊等を生じた。		油タンカーA：左舷船首部外板に破口等を生じ、貨物船B：船首部ブルワークの圧壊等を生じた。		油タンカーA：左舷船首部外板に破口等を生じ、貨物船B：船首部ブルワークの圧壊等を生じた。	
裁判結果	油タンカーAの船長：懲戒処分。貨物船Bの船長：懲戒処分。		油タンカーAの船長：懲戒処分。貨物船Bの船長：懲戒処分。		油タンカーAの船長：懲戒処分。貨物船Bの船長：懲戒処分。	
備考	本事例は、海難審判所において、海難審判員による調査が行われ、海難審判所が最終的な判断を下している。		本事例は、海難審判所において、海難審判員による調査が行われ、海難審判所が最終的な判断を下している。		本事例は、海難審判所において、海難審判員による調査が行われ、海難審判所が最終的な判断を下している。	